

# 公益社団法人 農業農村工学会学術基金規程

〔平成 2年12月 4日 制 定〕  
〔平成 4年 3月 2日 一部改正〕  
〔平成19年 9月21日 一部改正〕  
〔平成24年 4月 1日 改 正〕

(名称)

第1条 名称は、「公益社団法人農業農村工学会学術基金」(以下「基金」という。)と称する。

(目的)

第2条 基金は、農業農村工学の学問・技術に関する研究及び関係諸活動に経済的援助をし、わが国の農業農村工学の新たな発展に資することを目的とする。

(基金)

第3条 基金は、個人又は法人からの拠出金並びに上野賞基金及び富士岡研究奨励金を統合して充当する。

(費用の援助)

第4条 農業農村工学会は、学術基金をもって本会に属する個人会員又は研究組織が行う下記の研究及び諸活動に必要な費用の援助を行う

- (1) 特定の分野及び学際的分野に関する調査・研究の推進
- (2) 農業農村工学の国際交流の推進
- (3) 若手研究者の育成
- (4) その他本学会が必要と認めたもの(運営)

第5条 基金の運営は、別に定める運営要領による。その成果は、毎年度理事会に報告する。

附則

この規程は、平成2年12月4日より施行する。

附則

この規程は、公益社団法人農業農村工学会定款施行の日(平成24年4月1日)から施行する。

# 公益社団法人 農業農村工学会学術基金運営要領

〔1991年 2月27日 制 定〕  
〔1997年 2月21日 一部改正〕  
〔2007年 9月21日 一部改正〕  
〔2012年 4月 1日 改 正〕  
〔2019年 9月20日 一部改正〕

(運営方法)

- (1) 学術基金の運営は、学術基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)が行う。

(運営委員会の任務)

- (2) 運営委員会の任務は、次のとおりとする。
  - ① 当該年度の援助方針について理事会に提案すること
  - ② 基金による援助事業の審査に関すること
  - ③ 基金の募金活動に関すること

(基金の申請)

- (3) 本基金によって規程第4条に規定する、費用の援助を受けようとする個人又は研究組織は、次の援助申請の対象区分に基づき、所定の様式により運営委員会に申請する。ただし、⑥の拠出金のうち使用目的が特定されたものを除くこととする。
  - ① ダム保全管理工学に関する調査・研究の推進
  - ② 大規模コンクリート構造物の設計・施工に関する調査・研究の推進
  - ③ ①、②以外の分野及び学際的分野に関

する調査・研究の推進

- ④ 国際学術会議への出席等の国際交流の推進
- ⑤ 若手研究者の育成の推進
- ⑥ 顕著な功績のあった農業工学遺産の保護等の推進
- ⑦ その他(学会に一任)

(審査及び決定)

- (4) 運営委員会は、申請のあった案件について、関係委員会の意見に基づき、その審査を行い、援助の可否を決定する。

(報告)

- (5) 申請者は、事業終了後、内容結果を速やかに運営委員会に報告する。

(援助総額)

- (6) 年間援助総額は、原則として基金の果実額以下とする。

(理事会への報告)

- (7) 運営委員会は、運営の結果、募金状況を毎年度末理事会に報告する。

附則

この細則は、2019年9月20日より施行する。